

与党提言（1～3次）における主な提言項目と対応状況等

I. 住まいの再建

1. 被災者の方々への明確な目標の提示等

(記載は5月末時点)

提言内容	担当省庁	対応状況
住まいやまちづくりに関する事業の具体的なスケジュールや住宅・宅地の供給の見通しの明示	復興庁 農水省 国交省	○ 地区単位の詳細な工程表や住宅・宅地の戸数の供給実績及び供給目標を示した「住まいの復興工程表」を6回公表済
各種施策による被災者の住宅自主再建の推進	復興庁 総務省 金融庁	○ 津波被災地域の住民の定着を促進するため、震災復興特別交付税を増額済 ○ 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」について、メディア等を通じて周知を図るとともに、住宅ローン債務者及び金融機関等に対してその積極的な活用を慫慂 ○ <u>復興事業による宅地整備等に対応した民間住宅の自立再建を支援するため、造成された宅地を被災者に早期に引き渡す手順や被災者が住宅を再建する際の具体的な相談への対応方策等を「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」としてとりまとめ(26年5月)等</u>
消費税率引上げによって、住宅再建が滞ることのないよう、適切な給付措置の実施	復興庁	○ 「住まいの復興給付金」(住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置)を4月から実施中

2. 事業の加速化に向けた対応・事業実施の隘路の克服

事業の加速化に向けた対応・事業実施の隘路の克服については、「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのTF」を設置し、検討中。5度に渡り、加速化策を決定・公表済。

提言内容	担当省庁	対応状況
事業実施に必要な権利調整と用地確保の加速化	復興庁 国交省 法務省 文科省	○ 土地区画整理事業の早期工事着手のため、法手続きの短縮措置や起工承諾の活用等について被災自治体へ周知済(25年3月)。また、早期工事着手のための仮換地指定の特例的扱いについて被災自治体へ周知済(26年1月) ○ 財産管理制度や土地収用制度について特別の措置等を盛り込み、用地取得手続を飛躍的に短縮する用地取得加速化プログラムを策定済(25年10月)。また、個別具体の用地事案の課題を解決する「用地加速化支援隊」を創設(26年2月)。 <u>さらに、東日本大震災復興特別区域法の一部改正も踏まえ、地方公共団体の負担軽減や土地収用手続の迅速化を強化して、「被災地特化型用地取得加速化パ</u>

		<p>「パッケージ」としてとりまとめ（26年5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化庁から全国の都道府県等教育委員会に対し、埋蔵文化財専門職員等の被災地への派遣を要請済。平成24年度より派遣を実施しており、26年度上半期は62名を派遣中 等
マンパワー不足の解消	復興庁 総務省 国交省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国自治体から被災自治体へ2,084人を派遣中。被災自治体で任期付職員1,135人（被災県採用被災市町村派遣職員を含む）が在職中。民間企業から被災自治体へ27人を派遣中（25年10月時点）平成26年度は、被災市町村からの1,475人の人材確保の要請に対して、全国の自治体からの職員派遣、被災自治体における任期付職員の採用等により、1,106人の人材を確保（26年4月現在）。 ○ 復興庁の職員として、青年海外協力隊帰国隊員や国家公務員OB等171人を採用し、市町村に駐在させている（26年5月時点） ○ URは現地復興支援体制を402人に強化（26年5月時点） ○ CM方式や外部委託による業務量の削減を実施中 等
資材不足の解消	復興庁 国交省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ごとの建設資材の需給見通しを共有中 ○ 生コンの公共仮設プラントを整備中。一部、5月から稼働開始。 ○ 生コンの需要を抑制するため、海岸堤防の被覆工をコンクリートブロックで代替 等
入札不調の発生防止	国交省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」で以下の対策を実施することを決定済 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材等の実勢価格を予定価格に適切に反映 ・ 資材の確保 ・ 人材確保 ・ URを活用したCM方式の実施
災害廃棄物処理の推進	環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 岩手・宮城県を含む13道県231市町村での災害廃棄物及び津波堆積物の処理が平成26年3月末までに完了 ○ 平成26年3月末までに、福島県の大熊町、楢葉町、川内村（帰還困難区域を除く。）で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一通り完了。南相馬市でも、目標どおり一部を除き搬入を一通り完了 ○ 対策地域内廃棄物処理計画（平成25年12月に一部改定）に基づき処理を実施中

Ⅱ.暮らしや生業・産業・基幹交通の復興

1. 医療・介護の再生復興

避難生活の長期化に伴う健康への懸念を解消するため、「被災者に対する健康・生活支援に関するTF」を設置し、施策パッケージをとりまとめ（25年12月）、実施中。

提言内容	担当省庁	対応状況
仮設住宅居住者の心のケア	復興庁 厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設住宅等居住者を対象とした各種健康支援活動等を支援中。保健師による巡回保健指導や健康教室等、地域の健康課題に沿った取組を実施し、それらを担う保健師等 <u>78名</u>（岩手県 <u>15名</u>、宮城県 <u>8名</u>、福島県 <u>55名</u>）を確保（<u>26年3月末時点</u>） ○ 被災3県に「心のケアセンター」を設置済 ○ 「介護等のサポート拠点」を115か所整備済（<u>26年1月末時点</u>） ○ 仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談を行う事業など、被災した子どもへの総合的な支援を実施中
医療機能について、新たな医療提供体制のモデルとなるような形での復興	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災3県+茨城県に対し、医療機関の復興支援等のため、地域医療再生基金を交付。警戒区域等の医療機関の再開に係る財政支援など、地域医療再生計画等に基づき地域の実情に応じた様々な取組を支援中
地域包括ケアを中心とした医療・介護等の基盤整備や連携を推進	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい形で地域包括ケアの基盤を整備するための、「介護基盤復興まちづくり整備事業（基金）」を活用して、岩手県、宮城県、福島県において、地域交流拠点、配食サービス拠点等の地域包括ケアの基盤となる拠点を21か所整備（<u>24年度実績</u>）
医師・看護師等の不足への対応	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関ごとのニーズに応じて、全国医学部長病院長会議・被災者医療支援委員会により、医師派遣を実施中（延べ <u>597人</u>。<u>26年3月時点</u>） ○ 被災3県+茨城県に地域医療支援センターを設置済 ○ 看護職員確保のため、福島県では、25年10月から、離職した看護職員が復職する際の支度金の支給や都市部から転職する際の給与差補てん等の事業を実施中（地域医療再生基金活用）。 ○ 介護人材確保のため、「被災地における福祉・介護人材確保事業」の事業開始に向けた周知やニーズ把握等を実施中

2. 生業・産業の復興

提言内容	担当省庁	対応状況
農林水産業の復旧と高度化	農水省 復興庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地復旧や除塩等を進め、26年度までに津波被災農地のうち約7割で営農再開が可能になる見通し ○ 農地の大区画化等の区画整理(約9,700ha)を実施中 ○ 漁港の復旧は、27年度までに目途を付けるべく陸揚げ岸壁の嵩上げ等を実施中(概ね9割の漁港において、<u>陸揚げが可能(部分的に可能な場合を含む。)</u>26年4月末時点)等
東北の未来を担う新エネルギー等の先端的産業の育成や社会的企業の企業に配慮しつつ、企業立地の促進	経産省 復興庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地の企業立地を促進し、産業の復興を加速するため、津波・原子力災害被災地向けの企業立地補助金を創設済。累計286件、約1,123億円を採択(26年4月末時点) ○ 浮体洋上風力発電所の建設、技術開発・実証等のための予算を措置し、実施中 等
商店街の再生・復興	経産省 復興庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同施設の新設等、被災した商店街に対する本格的な復旧支援が行えるよう、25年度からグループ補助金の補助対象を拡充済。約1万事業者を支援済 等 ○ <u>津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を拡充し、被災地域におけるまちづくり会社・自治体等による商業施設等の整備支援を実施中(26年3月～)</u> ○ <u>仮設店舗・工場等の有効活用等の支援を実施中</u>
本格的・安定的な雇用の場の創出 ミスマッチの解消に向けたきめ細かな就職支援	厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安定的な雇用機会を創出するため、事業復興型雇用創出事業を実施中。被災3県で計14千人の雇用を創出(23年度及び24年度実績) ○ 被災者に当面の雇用機会を提供するため、震災等緊急雇用対応事業を実施中。被災3県で計66千人の雇用を創出(23年度及び24年度実績) ○ ハローワークの全国ネットワークを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援を実施中(被災3県で445千人の就職を実現(23年4月～26年4月累計))等
被災事業者の二重ローン問題について、被災事業者の利便性の確保	復興庁 経産省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各県の産業復興相談センター／産業復興機構と東日本大震災事業者再生支援機構が連携して対応中 ○ 産業復興相談センター／産業復興機構では、564件について金融支援の合意。東日本大震災事業者再生支援機構では438件の支援決定。(26年5月末時点)

3. 基幹交通の早期復旧・整備

提言内容	担当省庁	対応状況
常磐自動車道の早期開通	国交省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常磐富岡 IC～広野 IC 間については、26 年 2 月に再開通 ○ 一部高線量の区間が存在しているものの <u>当初の方針通り線量を低減できる見通しであることから、工事作業時の線量管理や被ばく防護措置を図りながら、27 年のゴールデンウィーク前までの全線開通を目標に整備工事を実施中</u>
三陸沿岸道路等の早期整備	国交省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 復興道路等の早期整備に向け、順次、用地買収を進め、工事に着手済。早期開通に向け引き続き整備 (工事着手率：88% (26 年 5 月末時点))
三陸沿岸の鉄道の早期復旧	国交省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三陸鉄道北リアス線、南リアス線については 26 年 4 月に、全線運転再開済 ○ JR 山田線、大船渡線及び気仙沼線については、復興調整会議等において対応を検討中 ○ JR 大船渡線及び気仙沼線については、仮復旧として BRT を運行中
避難指示区域内の常磐線の早期全線復旧	国交省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 竜田～広野駅間については、26 年 5 月の檜葉町の帰町判断を踏まえ、6 月 1 日に運転再開 ○ <u>その他の避難指示解除準備区域に編入された区域内の区間についても、復旧方策について検討中</u>

Ⅲ. 原子力事故災害からの復興の加速化

原子力事故災害からの復興の加速策については、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を原災本部決定及び閣議決定（平成 25 年 12 月）。併せて、賠償については、「中間指針第四次追補」を公表（同 12 月）。以下は、主なものについて記載。

1. 新しい生活の支援と健康管理・健康不安対策

提言内容	担当省庁	対応方針と状況
除染とインフラ復旧の統合的な実施	環境省 復興庁 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ スケジュール等について、関係機関と十分な協議・調整を行い、両事業を円滑に実施中 ○ 「除染・復興加速のためのタスクフォース」（復興・環境両大臣主催）において、体制を整備済 ○ 「福島への帰還に向けたインフラ復旧担当課長会議」において関係省庁で情報交換を実施中
早期帰還に係る東電の賠償について、年内に結論	エネ庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東電より「早期帰還者賠償」の <u>具体的な賠償基準・申請方法等について公表済（平成 26 年 3 月）</u>
双葉郡全体の将来像の提示	復興庁 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県・市町村と協議の上、「避難解除等区域復興再生計画」を改定する中で将来像の方向性

		を示す予定 ○ 地域の将来像の策定の体制等について検討中
町外コミュニティの建設を急ぐとともに、「町村内復興拠点」等の絵姿の提示	復興庁	○ 町外コミュニティについては、復興公営住宅全体整備計画4,890戸のうち3,741戸に <u>コミュニティ復活交付金（福島再生加速化交付金）を配分</u> 。その他についても県・市町村と協議中 ○ 町内復興拠点については、町村と協議して計画を作る予定
放射線量低減と帰還の見通しの提示	規制庁 環境省 支援チーム	○ 第7次航空機モニタリングによる空間線量率の測定結果を公表済（25年12月） ○ 帰還困難区域における除染モデル事業の中間報告を速報として公表済（25年12月） ○ <u>帰還困難区域における除染モデル事業の結果等を踏まえた空間線量の今後の低減見通しを作成中</u>
「放射線量に応じた防護措置」の具体化	環境省 復興庁 支援チーム 規制庁 他	○ 帰還後は個人線量重視することを決定済（健康不安対策等を充実しつつ、生活する中で長期的に年間1ミリシーベルトを目指す） ○ <u>市町村が行う個人線量の把握・管理や線量低減に向けた取組を福島再生加速化交付金で支援中</u>
リスク・コミュニケーションの強化	環境省 復興庁 消費者庁他	○ 市町村による相談員の配置を <u>福島再生加速化交付金で措置済</u> 及び相談員の研修等のための国の支援拠点等について <u>整備・措置済</u>

2. 原子力損害賠償

提言内容	担当省庁	対応状況
避難指示解除後の賠償の継続期間や早期帰還者の追加賠償のあり方について年内に結論	文科省 エネ庁	○ 避難指示解除後、1年間を当面の目安に精神的損害等の賠償を継続することを決定済（25年12月） ○ 東電より「早期帰還者賠償」の <u>具体的な賠償基準・申請方法等について公表済</u> （平成26年3月）
避難指示が6年を超える場合の精神損害の賠償に関して、状況に応じた追加賠償の方向を年内に提示	文科省	○ 帰還困難区域等を対象に避難指示の長期化に伴う精神的損害を一括で賠償することを決定済（25年12月）
移住先で住宅を確保するための賠償等の検討	文科省	○ 元の住宅の新築価格と事故前価値の差額や土地代の差額の一定割合を賠償することを決定済（25年12月）
時効停止・延長に関する法的措置を含む対応策の検討	文科省	○ 時効に関する特例法が成立、施行済（25年12月）

3. 除染・中間貯蔵施設の加速

(1) 除染加速のための計画見直し

提言内容	担当省庁	対応状況
帰還可能な区域の除染の優先的実	環境省	○ 特別地域内除染実施計画を見直し済（25年

施		12月) ○ <u>26年3月までに田村市、楡葉町、川内村及び大熊町については計画に基づく除染が終了。除染・中間貯蔵施設事業の費用は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、環境省等から東京電力に求償中</u>
除染対象地域の荒廃家屋等の解体に関して、基本的方針の提示	復興庁 環境省 他	○ <u>り災証明で半壊以上と判定された家屋については、放射性物質汚染廃棄物処理事業の一環で環境省が対応している</u> ○ <u>り災証明で半壊未満と判定された家屋のうち、帰還意志のない方の家屋が放置され、今後、帰還者の安全確保や区域の荒廃抑制等の観点から支障が生じる場合には、復興庁事業での解体を検討中</u>
現在計画されている除染後の更なる取組について、公共事業的観点から、定住環境の整備等、地域再生に向けた取組みとして検討	復興庁 環境省 他	○ 除染の実施状況等を踏まえつつ、必要な対応について検討

(2) 中間貯蔵施設建設促進

提言内容	担当省庁	対応状況
中間貯蔵施設等について地元住民等の理解を得るため、モデル実証施設の建設の検討	環境省 復興庁	○ 25年12月に復興・環境両大臣が、地元自治体の首長に対し、中間貯蔵施設の受入れを要請済 ○ <u>福島県知事から施設計画案の見直しについて申入れがあり、26年3月に国から計画面積を変えることなく、中間貯蔵施設を双葉町及び大熊町に集約するなどの回答を行った。</u> ○ <u>5月から6月まで、計16回の住民説明会を開催。</u> ○ <u>施設に対する地元の理解を得るため、モデル実証施設の必要性も含め、リスク・コミュニケーションの在り方を検討予定</u>
中間貯蔵施設の建設・管理には、費用の確保を含めて国が万全を期すよう検討。ただし、その際、復興財源を使うことがあってはならず、エネルギー施策の中で追加的・安定的財源の確保に努める	環境省 エネ庁	○ 継続的・安定的な管理のため、施設の安全性が確保される設計や、モニタリング等の情報共有を通じ、国が万全を期すことを決定済(25年12月) ○ 中間貯蔵施設費用相当分について、事業期間(30年以内)にわたり、機構に対し、機構法68条に基づく資金交付を行うこととすることを決定済(25年12月) ○ 財源は、エネルギー施策の中で追加的・安定的に確保(復興財源や一般会計の財政収支に影響を与えない)することを決定済(25年12月)
中間貯蔵施設の運営管理の実施体制について、独法等の有用性について検討し、早期に結論	環境省	○ <u>日本環境安全事業株式会社法において、中間貯蔵施設に関する国の責務を明確に位置付けた上で、国等の委託により中間貯蔵施設に</u>

		係る事業を実施できるようにしたいと考えている。
--	--	-------------------------

4. 廃炉・汚染水対策

提言内容	担当省庁	対応状況
国が前面に出る取組を一層強化し、実施体制への国の関与のあり方を早期に明確化	エネ庁	○ 福島第一原発の廃炉・汚染水対策について、国が前面に立って、より着実に廃炉を進められるよう、支援体制を強化すべく原子力損害賠償支援機構の業務に「事故炉の廃炉支援業務」を追加すること等を定めた「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律」が、本年5月に成立、公布
政府内の意思決定システムを整理し、事務局機能を強化	エネ庁	○ 「東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議」を「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」に統合することを決定済（25年12月）
実施体制について、社内分社化をはじめ、完全分社化、独法化等、明確かつ実現可能な体制を早期に結論	エネ庁	○ 東電において、責任主体として、全社的な観点から資源を投じて廃炉・汚染水対策に持続的に集中して取り組む体制を整備することを決定済（25年12月）
「技術研究組合国際廃炉研究開発機構」と原子力災害対策本部事務局との有機的連携	エネ庁	○ 「技術研究組合国際廃炉研究開発機構（IRID）」と連携し、 <u>廃炉に必要な研究開発を進めるとともに、今後、廃炉に係る内外の叡智を募集するための事業を実施する予定</u>

IV. 復興交付金の運用柔軟化等

提言内容	担当省庁	対応状況
基幹事業について、地域の実情を踏まえた柔軟な運用。 効果促進事業についても、幅広い用途への対応を徹底	復興庁	○ 復興のステージの高まりに伴って生じた課題・ニーズに対応するため、基幹事業と効果促進事業の対象範囲を拡大するとともに、効果促進事業の使い勝手を向上済（25年3月）

V. 現場主義の徹底と国民対話・英知の結集等

提言内容	担当省庁	対応状況
司令塔機能の発揮と現場主義の徹底	復興庁	○ 福島・東京2本社体制を構築するとともに、その実効性を高めるため、事務方トップが福島に常駐している ○ 「地域の希望復活応援事業」の実施等、現場で可能な判断は現場で即決中 ○ 復興大臣の下に、「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのTF」等のタスクフォースを設置済・各々実施中
「新しい希望の東北」の創造	復興庁	○ 先導モデル事業を実施中

(以上)